

政策会議付議事案書 (令和7年1月14日)

提案課名 健康づくり課

報告者名 栗原 康彦

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                      |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 事案名     | 秦野赤十字病院小児救急医療の運営に係る支援について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <div>有</div> 資料<br>無 |
| 目的・必要性  | <p>小児二次救急は、県の保健医療計画において、平成14年度から秦野市と伊勢原市が一つの医療圏として、秦野赤十字病院と神奈川病院、伊勢原協同病院が輪番制で担ってきました。しかし、本市の2病院の小児科医師の不足による小児二次救急診療休止を受けて、令和元年度から伊勢原協同病院1施設のみで担っています。</p> <p>秦野赤十字病院では、小児救急医療が身近な場所で安心して受けられるよう、将来的な輪番制復帰を目指し、小児科医師の増員に合わせ、曜日や時間に制限はあるものの独自に救急の受入れを拡充しています。</p> <p>このことから、秦野赤十字病院が独自に実施している夜間の小児救急に対し、運営費の一部を支援することで、さらなる地域医療の充実・強化を図るものです。</p>                                                                       |                      |
| 経過・検討結果 | <p>平成29年4月 秦野赤十字病院小児科における入院及び二次救急診療休止<br/>令和元年4月 神奈川病院における小児二次救急診療休止により、伊勢原協同病院に年間を通じて小児二次救急の受入れを依頼</p> <p>3年4月 秦野赤十字病院の小児科医師が3名体制になったことにより、独自の小児救急医療再開</p> <p>4年4月 火・木曜(夜間)、第1土曜(日中)の受入れを実施</p> <p>5年4月 火・木曜(夜間)、第1・第3土曜(日中)の受入れを実施</p> <p>〃 10月 秦野赤十字病院と輪番制復帰に向けた協議を開始<br/>(現在も継続中)</p> <p>6年4月 秦野赤十字病院の小児科医師が4名体制になり、火・木曜(夜間)、全土曜(日中)の受入れを実施</p> <p>〃 8月 秦野赤十字病院等と輪番制復帰に向けた協議を実施<br/>将来的な輪番制復帰に向けた体制整備の意向が示される</p> |                      |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>決定等を要する事項</p> | <p>秦野赤十字病院が実施している小児救急診療に対し、「神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱（以下「県要綱」という。）」に準じて、新たに補助金交付要綱を制定し、次のとおり運営費の一部を補助すること。</p> <p>1 補助額</p> <p>補助金交付要綱に定める補助基準額（夜間、夜間加算、電話相談実施加算の3区分）にそれぞれ診療日数を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>2 補助期間</p> <p>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする（秦野赤十字病院との協議を継続）。</p> <p>※県要綱では、小児救急医療支援事業に必要な経費を対象とし、夜間、夜間加算及び電話相談実施加算に診療日数を乗じた基準額を設定している。秦野赤十字病院は火曜日及び木曜日において夜間の小児救急医療を実施していることから、県要綱に準じた額を補助するもの（令和7年度は1日当たり60,930円）。</p> |
| <p>今後の取扱い</p>    | <p>令和7年2月 小児二次救急について、秦野赤十字病院、伊勢原協同病院、東海大学医学部附属病院等の関係機関による協議を継続実施</p> <p>秦野赤十字病院と本市の協議を継続実施</p> <p>〃 3月 令和7年3月市議会第1回定例会で予算議決</p> <p>補助金交付要綱制定</p> <p>〃 4月 補助金交付要綱施行</p> <p>運営費の補助開始</p>                                                                                                                                                                                                                                             |

## 秦野赤十字病院小児救急医療の運営に係る支援について

- 1 補助額は、次の表に定める補助基準額にそれぞれ診療日数を乗じて得た額の合計額とする。

| 区 分      | 補助基準額   |
|----------|---------|
| 夜間       | 26,310円 |
| 夜間加算     | 19,782円 |
| 電話相談実施加算 | 14,838円 |

- 2 補助額（令和7年度見込み）

- (1) 診療日数

105日

火曜日53日、木曜日52日

- (2) 1日当たりの補助金額

60,930円

夜間 26,310円

夜間加算 19,782円

電話相談加算 14,838円

- (3) 補助額

6,397,650円

診療日数105日×1日当たりの補助金額60,930円

- 3 輪番制復帰への条件

二次救急医療では、緊急手術や入院を要する小児救急患者への医療対応が可能であること。そのためには、小児科医師、看護師等医療スタッフの確保や入院施設等の整備が必要である。

- 4 補助期間

秦野赤十字病院との協議を継続し、3年間とする。

## 神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助の対象とする事業は、県計画に基づき、別表1の事業区分ごとに、事業者が実施する次の事業とする。

- (1) 産科等医師確保対策推進事業
- (2) 病院群輪番制運営費
- (3) 歯科衛生士確保育成事業
- (4) 看護師等養成支援事業
- (5) 院内保育所支援事業
- (6) 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業
- (7) 在宅医療施策推進事業
- (8) 在宅歯科医療連携拠点運営事業
- (9) 緩和ケア推進事業
- (10) 病床機能分化・連携推進基盤整備事業
- (11) がん診療口腔ケア推進事業
- (12) 精神疾患に対応する医療従事者確保事業
- (13) 訪問看護ステーション等研修事業
- (14) 地域医療介護連携ネットワーク構築事業
- (15) 医師等確保体制整備事業
- (16) 遠隔画像診断体制整備事業
- (17) 構想区域病床機能分化・連携推進事業
- (18) 小児等在宅医療連携拠点事業

（補助額の算出方法等）

第3条 補助額は、次により算定する。

- (1) 別表2の事業区分ごとに、基準額と補助対象経費の実支出額とを別表1の交付対象者ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第2の補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。
- (3) 前条第15号医師等確保体制整備事業のうち勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助については、前号によらず、別添9に記載の方法で算定した額を補助額とする。

(申請書の提出期日等)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式1)に別に定める様式を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第4条の2 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。

(2) 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 補助事業者は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証

拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外のものの場合は30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (10) 補助事業者が規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第10条と同一の条件を付さなければならない。
- (11) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (12) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

#### （変更の承認）

第6条 前条第2号又は第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書（様式2）に別に定める様式を添えて、又は事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式3）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出するものとし、この提出は毎年度2月末日を最終期限とする。

#### （申請の取り下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

#### （状況報告）

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書（様式4）により知事に報告するものとする。

#### （実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書（様式5）に別に定める様式を添えて、事業完了の日から起算して1か月を経過した日（第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、

これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式6)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(届出事項)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(書類の経由)

第12条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

(その他)

第13条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。ただし、次に掲げる事業については、平成26年4月1日から適用する。

| 事業区分               | 細々事業名                                   |
|--------------------|-----------------------------------------|
| 3 産科等医師確保対策推進事業    |                                         |
| (1) 産科医師等分娩手当補助事業  | ・産科医師等分娩手当補助(市町村)<br>・産科医師等分娩手当補助(民間)   |
| (2) 産科等後期研修医手当補助事業 | ・産科等後期研修医手当補助(市町村)<br>・産科等後期研修医手当補助(民間) |
| 4 病院群輪番制運営費        |                                         |
| (1) 小児救急医療支援事業     | ・病院群輪番制運営費補助(小児)                        |
| (2) 小児救急医療拠点病院運営事業 |                                         |
| 6 看護師等養成支援事業       |                                         |

|   |                        |                                                                                                                                       |
|---|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | (1) 看護師等養成所運営費補助事業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等養成所運営費補助（国庫対象）</li> <li>・厚木看護専門学校運営費補助（国庫対象）</li> </ul>                                   |
| 7 | 院内保育所支援事業              |                                                                                                                                       |
|   | (1) 院内保育事業運営費補助事業      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・院内保育事業運営費補助（国庫対象）</li> <li>・院内保育事業運営費補助（公的病院）</li> <li>・総合リハビリテーションセンター指定管理費（国庫対象）</li> </ul> |
|   | (2) 院内保育所施設整備費補助事業     | 院内保育所施設整備費補助                                                                                                                          |
| 8 | 新人看護職員研修事業             |                                                                                                                                       |
|   | (1) 新人看護職員職場内研修事業費補助事業 | 新人看護職員職場内研修事業費補助                                                                                                                      |

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

別表1

| 事業区分              |  | 交付対象者                                                 |
|-------------------|--|-------------------------------------------------------|
| 1 産科等医師確保対策推進事業   |  |                                                       |
| (1) 産科医師等分娩手当補助事業 |  | 県内に所在する分娩施設（ただし、独立行政法人及び県立病院を除く。）の開設者 <sup>(注1)</sup> |
| 2 病院群輪番制運営費       |  |                                                       |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <p><b>市町村</b></p> <p>（医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者<sup>(注2)</sup>が実施する事業に対し市町村が行う補助事業を含む）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|   | <p>(1) 小児救急医療支援事業</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|   | <p>(2) 小児救急医療拠点病院運営事業</p> <p>知事の特命を受けた病院の開設者</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 3 | <p>歯科衛生士確保育成事業</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|   | <p>(1) 在宅歯科口腔咽喉吸引実習事業</p> <p>特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4 | <p>看護師等養成支援事業</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|   | <p>(1) 看護師等養成所運営費補助</p> <p>看護師等養成所<sup>(注3)</sup>の運営事業を行う次の事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く）</li> <li>2 国家公務員共済組合及びその連合会</li> <li>3 健康保険組合及びその連合会</li> <li>4 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会</li> <li>5 学校法人及び準学校法人</li> <li>6 医療法人</li> <li>7 一般社団法人及び一般財団法人</li> <li>8 独立行政法人国立病院機構</li> </ol> <p>ただし、上記のうち6及び7については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）</p> |
|   | <p>(2) 看護師等養成所施設整備費補助</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療法人</li> <li>2 社会福祉法人</li> <li>3 学校法人及び準学校法人</li> <li>4 一般社団法人及び一般財団法人</li> <li>5 健康保険組合及び健康保険組合連合会</li> <li>6 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会</li> </ol> <p>ただし、1及び4については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）に限る。</p>                                                                                                                                              |

別表 2

| 事業区分                       | 基準額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 補助対象経費                                                                | 補助率        |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------|
| 1－(1)<br>産科医師等分娩手当<br>補助事業 | 1 分娩当たり10千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 分娩を取扱う産科医等に対して処<br>遇改善を目的として分娩件数に応<br>じて支給される手当（分娩手当等）                | 3 分 の<br>1 |
| 2－(1)<br>小児救急医療支援事<br>業    | <p>別添 1 に基づき、次の 1 から 4<br/>により算出された額の合計額<br/>とする。</p> <p>1 休日 A、休日 B 及び夜間<br/>1 地区当たり<br/>26,310円×診療日数</p> <p>2 休日 C<br/>1 地区当たり<br/>13,150円×診療日数</p> <p>3 夜間加算（労働基準法第37<br/>条第 1 項及び第 4 項に定め<br/>る割増賃金（時間外（125/100<br/>以上）及び深夜（150/100、<br/>160/100又は125/100以上）<br/>を手当している場合に限<br/>る。）<br/>1 地区当たり<br/>19,782円×診療日数</p> <p>4 小児救急電話相談実施加<br/>算（休日 A、休日 B、休日 C<br/>又は夜間において、小児救急<br/>電話相談を実施している場<br/>合に限る。）<br/>1 地区当たり<br/>14,838円×診療日数</p> <p>（注）<br/>1 診療日の設定方法につい<br/>ては、別添 2 に定めるところ<br/>によるものとする。<br/>2 診療日数は、別表 3 に定め<br/>る地区における事業日数と<br/>する。</p> | 小児救急医療支援事業に必要な経<br>費（給与費（常勤職員給与費、非常<br>勤職員給与費、法定福利費等）、報<br>償費（医師雇上謝金） | 3 分 の<br>2 |

別表 3

|                    | 地 区 名  | 対 象 市 区 町 村                                |
|--------------------|--------|--------------------------------------------|
| 小児救急医療支援事業         | 横浜市北部  | 鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区                    |
|                    | 横浜市西部  | 西区、保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、泉区、瀬谷区                     |
|                    | 横浜市南部  | 中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区                       |
|                    | 川崎市北部  | 高津区、宮前区、多摩区、麻生区                            |
|                    | 川崎市南部  | 川崎区、幸区、中原区                                 |
|                    | 三浦半島   | 横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町                           |
|                    | 平塚・中郡  | 平塚市、大磯町、二宮町                                |
|                    | 秦野・伊勢原 | 秦野市、伊勢原市                                   |
|                    | 厚木     | 厚木市、愛川町、清川村                                |
|                    | 県央     | 大和市、海老名市、座間市、綾瀬市                           |
|                    | 相模原    | 相模原市                                       |
|                    | 西湘     | 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 |
| 病院医療小児救急<br>事業運営拠点 | 東湘     | 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町                               |
|                    | 鎌倉     | 鎌倉市                                        |

別表 4

| 看護師等養成所の定員数    | 調 整 率 |
|----------------|-------|
| 定員181人以上       | 0.92  |
| 定員161人以上180人以下 | 0.94  |
| 定員121人以上160人以下 | 1.00  |
| 定員 81人以上120人以下 | 1.02  |
| 定員 80人以下       | 1.04  |

(注) 生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

(別添 1)

## 入院を要する（第二次）救急医療体制

### 1 目的

- (1) 小児救急医療支援事業は、市町村が地域の実情に応じて病院群輪番方式等による入院を要する（第二次）救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のものとし、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的とする。
- (2) 小児救急医療拠点病院運営事業は、県が地域の実情に応じて小児救急医療拠点病院を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び小児救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のものとし、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的とする。

### 2 補助対象

#### (1) 小児救急医療支援事業

##### ア 地域設定

地域設定は、原則として小児二次医療体制のブロック（別表 3）を単位とする。

##### イ 病院

市町村長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、医師等の医療従事者の確保及び救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関としての診療機能を有する病院とする。

#### (2) 小児救急医療拠点病院運営事業

##### ア 地域設定

地域設定は、原則として複数の小児二次医療体制のブロック（別表 3）を単位とする。

##### イ 病院

県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、小児科医師、看護師等の医療従事者の確保および小児の救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関として診療機能を有する病院とする。

### 3 運営方針

#### (1) 小児救急医療支援事業

地域の小児科を標榜する病院群又は病院が病院群輪番制方式により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものとする。

#### (2) 小児救急医療拠点病院運営事業

小児救急医療拠点病院は、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整えるものとし、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送期間からの転送患者を必ず受け入れるものとする。

### 4 整備基準

#### (1) 小児救急医療支援事業

ア 当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保

するものとする。

イ 当番日における病院の診療体制は、通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等の医療従事者を確保するものとする。

(2) 小児救急医療拠点病院

ア 小児重症救急患者の入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。

イ 病院の診療体制は、休日夜間に小児重症救急患者の受け入れに常時対応できる小児科医師及び看護師等医療従事者を確保するものとする。

(別添2)

### 診療日の設定方法

小児救急医療支援事業参加病院の診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

| 区 分              | 対象時間及び最低診療時間                             |
|------------------|------------------------------------------|
| 休日<br>休日A<br>休日B | 午前8時から午後6時まで診療を行うもの                      |
| 休日C              | 午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は午後1時から午後6時まで診療を行うもの |
| 夜間               | 午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの                    |

(注) 休日の取扱い

(1) 休日A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

(2) 休日B、休日C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、小児救急医療支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で小児救急医療支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。